

平成24年3月9日  
消費者庁

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うち石油ふろがま1件、ガスこんろ(都市ガス用)1件、  
石油給湯機付ふろがま1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 3件  
(うち照明器具1件、電気冷蔵庫1件、加湿器1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 8件  
(うち除雪機(歩行型)2件、電気こたつ2件、コーナータップ1件、  
電気こんろ1件、電気カーペット1件、  
電動車いす(ジョイスティック形)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者  
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A200900680及びA201101091を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについて（管理番号A200900680）

#### ① 事故事象について

株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまで風呂を焚いたところ空焚きとなり、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。事故原因は、機器の修理、点検及び空焚き防止装置の作動状況を判定するため、一時的に使用する点検用コネクタ（空焚き防止装置を働かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、空焚きとなった際に空焚き防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられます。

#### ② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、13件の点検用コネクタの戻し忘れ・空焚きによる事故が発生したことから、事故の防止を図るため、点検用コネクタが付属されている全ての機種について、平成19年7月27日にプレスリリースを行い、点検用コネクタが使用されているかについて無償点検及び空焚き防止装置の作動頻度の多い機種（機種名CK-11及びCK-11S）において、安定的な作動を確保するため基板を交換する改修を実施し、平成19年7月28日に新聞社告を掲載するとともに、販売店・サービス店を通じ、チラシ、ポスター、TVCMやホームページ等による無償点検・改修の呼び掛けを行っています。

#### ③ 対象製品等：品目、機種名、製造期間、改修対象台数

品目	機種名	製造期間	改修対象台数
石油ふろがま	JK、JK2、JK-N ※(ハ-ナ-型式：BM-71K、 BM-71KT) (セ-ト型式：JPK、JPS-T、 JPK-N)	昭和59年7月 ～ 平成3年9月	243, 420
	JPS-T3、JPK-N3	平成3年8月 ～ 平成13年9月	257, 603
	CK-8、CK-8E	昭和60年1月 ～ 平成4年5月	23, 815
	CK-9、CK-9E	昭和60年11月 ～ 昭和62年7月	3, 840
	CK-10、CK-10S	昭和61年12月 ～ 平成13年9月	54, 181
	CK-11、CK-11S	昭和62年4月 ～ 平成11年10月	111, 085
	小計		693, 944
追焚付石油給湯器	JIB-T	昭和59年11月 ～ 昭和63年1月	3, 150
	JIB-2T	昭和59年10月	9, 093

	昭和63年7月	
JIB-4	昭和58年4月 ～ 昭和59年8月	4, 323
JIB-5、JIB-5E、JIB-5S、 JIB-5SE	昭和58年11月 ～ 昭和61年7月	12, 990
JIB-6N、JIB-6NE、 JIB-6NEG、JIB-6NS、 JIB-6NSG、JIB-6EA、 JIB-6EAG、JIB-6SA、 JIB-6SAG	昭和61年3月 ～ 昭和63年4月	30, 333
JIB-7EG、JIB-7S、 JIB-7SAG、JIB-7SG	昭和62年12月 ～ 平成3年12月	39, 134
小計		99, 023
合計		792, 967

※印の型式については、機器本体に表示がされており、別途、バーナー部には、バーナー型式名、取扱説明書には、セット型式が表示されています。

改修率 30.5% (平成24年1月31日現在)

#### 対象製品の確認方法

〈型式表示場所〉 ※図は一例ですが、本体正面または側面に型式名の表示があります。



#### ④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検・改修を受けていない方は、浴槽に水があることを確認して使用していただくとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(株式会社長府製作所の問合せ先)

電話番号：0120-911-870

受付時間：9時～18時(土・日・祝日を除く。)

ホームページ：<http://www.chofu.co.jp/important/20070727.html>

(2) 東陶ユプロ株式会社（現 TOTO株式会社）が製造した石油給湯機付ふろがまについて（管理番号A201101091）

① 事故事象について

東陶ユプロ株式会社（現 TOTO株式会社）が製造した石油給湯機付ふろがまを使用中、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品が焼損しました。当該事故の原因は、当該製品内部の送油ユニット部分において、電磁ポンプパッキンを押さえる板がずれた状態で組み付けたため、すき間から油漏れが発生し、出火に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、平成20年9月に新聞社告の掲載及びホームページによる告知により注意喚起を行うとともに、OEM製品を含む対象製品について無償点検・改修を実施しています。

また、同社は、販売店・サービス店を通じて、リコール対象機種があるかの確認を継続して実施しており、平成21年12月からの取組みとして、戸建住宅へチラシを直接配布し、対象製品の改修促進を図っています。

③ 対象製品等：会社名、ブランド、機種名、製造期間

改修対象製品には、東陶機器株式会社（現 TOTO株式会社）の「TOTO」ブランドのほか、サンポット株式会社の「sunpot」ブランド、長州産業株式会社の「CIC」ブランド、ネポン株式会社の「NEPON」ブランド、株式会社パロマの「Paloma」ブランド、長府工産株式会社の「CHOFU KOSAN」ブランド、高木産業株式会社（現 パーパス株式会社）の「パーパス」ブランドの製品もあります。

会社名	ブランド	機種名	製造期間
東陶機器(株) (現TOTO(株))	TOTO	RPE33*、RPE43*、RPH33*、RPH43*	2000年（平成12年）5月から 2004年（平成16年）8月まで
サンポット(株)	sunpot	HMG-Q405ASO、HMG-Q405FSO HMG-Q405MSO	
長州産業(株)	CIC	PDF-412D-Z、PDF-322D、PDF-412D PDX-322V、PDX-412D、DX-412D	
ネポン(株)	NEPON	URA326B、URB326B、URB406B UR326B、UR326BS、UR406B	
(株)パロマ	Paloma	OFH-30*、OFH-40* OPH-30*、OPH-40*	
長府工産(株)	CHOFU KOSAN	CKX-430AF、CKX-430AF II、CKX-430AE CKX-430AE II、CBX-430F、CBX-430E	2001年（平成13年）4月から 2006年（平成18年）3月まで
高木産業(株) (現パーパス(株))	パーパス	AX-321ARD、AX-401ARD、AS-401RD	2001年（平成13年）3月から 2004年（平成16年）8月まで

※機種名の末尾の\*には英数字が続きますが、すべて該当品です。

改修対象台数 169,975台

改修率 84.3%（平成24年2月29日現在）

## 対象製品の外観及び確認方法

### 1) 対象製品の外観

- ・ TOTO、sunpot、CIC、NEPON、Paloma、パーパスブランドの場合

<本体>



屋外据置型

屋内据置型

屋外壁掛型

<リモコン>



浴室リモコン

台所リモコン

- ・ CHOFU KOSANブランドの場合

<本体>



<リモコン>

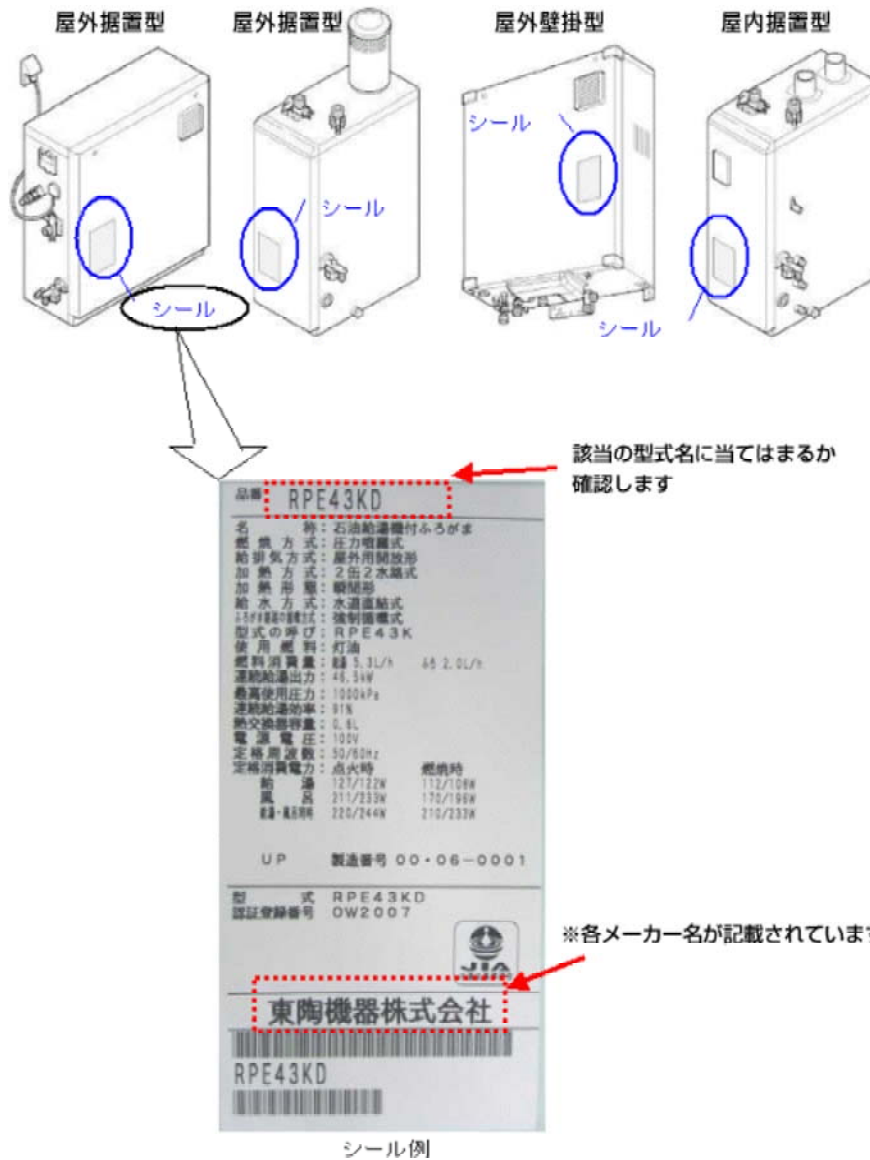


浴室リモコン

台所リモコン

## 2) 対象製品の確認方法

- ・TOTO、sunpot、CIC、NEPON、Paloma、パーパスブランドの場合



- ・CHOFU KOSANブランドの場合



#### ④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ販売事業者等の行う無償点検・改修を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(TOTO株式会社の問合せ先)

TOTO株式会社、サンポット株式会社、長州産業株式会社、ネポン株式会社、株式会社パロマ、長府工産株式会社ブランドの製品

電話番号：0120-444-309

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・夏期休暇・年末年始を除く。）

ホームページ：<http://www.toto.co.jp/News/kyutoki0809/index.htm>

高木産業株式会社ブランドの製品

電話番号：0120-575-399

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

ホームページ：<http://www.purpose.co.jp/home/announce/product/wh200809.html>

### (3) 除雪機(歩行型)の事故について (管理番号A201101081及びA201101087)

#### 事故事象について

除雪機(歩行型)を使用中、当該製品の回転部に巻き込まれる、当該製品と雪の壁の間に挟まれるなどにより死亡又は重傷を負う事故が発生しています。事故が発生した除雪機(以下の事例1～4)は、いずれも平成16年4月以前(※)に製造されたものでした。

※ 除雪機安全協議会では、除雪機の更なる安全を考慮して、平成16年4月より製造業者から出荷される歩行型ロータリ除雪機に、デッドマンクラッチの装着を義務化しています。

※ デッドマンクラッチとは、使用者が操作ハンドルから手を離れた状態では、エンジンは停止しないが、作業用クラッチ及び走行クラッチはOFF状態にあるため回転部及び走行が停止する機構。

消費者庁では、平成23年12月27日付けで「除雪機の取扱いにご注意を！」の注意喚起を行っておりますが、改めて、除雪機の事故事例と事故防止のポイントをお知らせします。平成16年4月以前に製造された製品を使用する場合には特にご注意をお願いします。

#### 1) 除雪機による事故事例について

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告があった除雪機(歩行型)の事故事例です。

##### ■事例1

当該製品をバックさせて倉庫に入れようとしたところ、倉庫と当該製品の間に挟まり、1名が死亡した。現在、原因を調査中。

(管理番号A201100792、公表日平成24年1月11日、事故発生日平成23年12月23日、北海道)

##### ■事例2

当該製品を使用中、排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、左手を負傷した。取扱説明書で禁止している、エンジンを停止せずに手を入れて雪を取り除こうとしていた状況及び非常停止スイッチが故障したまま使用していた状況を含め、現在、原因を調査中。

(管理番号A201100906、公表日平成24年2月3日、事故発生日平成24年1月8日、山形県)

### ■事例 3

当該製品を使用中、当該製品の回転部に巻き込まれ、病院へ搬送後、死亡が確認された。衣服が巻き込まれた可能性を含め、現在、原因を調査中。

(管理番号A201101081、公表日平成24年3月9日、事故発生日平成24年2月24日、山形県)

### ■事例 4

当該製品を使用中、当該製品と雪の壁の間に挟まれ、病院へ搬送後、死亡が確認された。当該製品の操作を誤った可能性を含め、現在、原因を調査中。

(管理番号A201101087、公表日平成24年3月9日、事故発生日平成24年2月26日、北海道)

## 2) 除雪機による事故を防ぐために

- (1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しく使いましょう。安全装置のレバーを固定しての使用や、緊急停止スイッチの未装着での使用は危険ですので絶対にやめてください。
- (2) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に止まってから雪かき棒を使って行いましょう。
- (3) 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に止まってから作業を行いましょう。
- (4) 発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物に十分注意しましょう。
- (5) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や車がないこと、建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。



### 3) 除雪機の事故防止を呼びかけている関係機関のウェブサイトの紹介

#### ●独立行政法人 製品評価技術基盤機構

- ・「除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（平成23年11月10日）  
<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs111110.html>
- ・ポスター（除雪機の事故）  
<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0600.pdf>

## 除雪機の事故

### 事故の概要

- 【事例①】除雪作業中に転倒し、雪かき部分に巻き込まれて死亡した。
- 【事例②】除雪機と建物の間に挟まれ、病院に運ばれたが死亡した。
- 【事例③】シュータ部に詰まった雪を手で取り除いていた、回転部に右腕を巻き込まれて重傷を負った。



### 事故の原因

- 【事例①】安全装置（デッドマンクラッチ）が働かないようにしていたため、転倒して手を離れた際に除雪機が停止しなかったものです。
- 【事例②】後退させる際に操作を誤って除雪機と壁との間に挟まれたものです。
- 【事例③】エンジンをつけたまま、雪かき棒を使わずに手で取り除こうとしたため腕を巻き込まれたものです。



### ⚠ 事故防止のために

- ◆デッドマンクラッチ等の安全装置は無効化せず、正しく使用してください。また、緊急停止スイッチを必ず装着してください。
- ◆雪詰まりを取り除く際は、エンジンを停止して回転部分が止まったことを確認してから、雪かき棒で作業してください。
- ◆雪上は足元が非常に滑りやすいので、後方への移動や斜面で作業する際は、転倒に注意してください。
- ◆走行する際には、壁や障害物に注意してください。
- ◆作業をする場所の安全を確認し、子どもを決して近づけないでください。

● 社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

<http://www.jfmma.or.jp/member/jyosetsuki.html>

・ 除雪機（歩行型）に関する安全運転マニュアル：

<http://www.jfmma.or.jp/member/images/manual.pdf>

・ 安全啓発チラシ：

<http://www.jfmma.or.jp/member/images/2010pamphlet.pdf>

# 除雪機による事故を防ごう!

使用者の責任において、正しく、安全に作業しましょう。

**人がいる時は使わない!**

作業中は絶対にまわりに人を近づかせない。



**雪かき棒を使って!**

雪詰まりを取り除く時は、エンジンを停止し必ず雪かき棒を使う。



**エンジンを掛けたまま置れない!**

作業の時以外は、必ずエンジンを停止する。



**後方注意!**

後進する時は、足もとや後方の障害物に気をつける。



 必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を確認してください。誤った使用方法は、人身や財産の被害を招く恐れがあります。

 除雪機は安全装置が正常に動作しない限り、絶対に使用しないでください。

除雪機安全協議会 <http://www.jfmma.or.jp/>  
社団法人 日本農業機械工業会 除雪機安全協議会 発行

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担 当 : 中嶋、榎本、川船<sup>かわふね</sup>

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

(株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについての発表資料に関する問合せ先)

(東陶ユプロ株式会社(現 T O T O株式会社)が製造した石油給湯機付ふろがまについての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 宮下、谷、山田 電 話 : 03-3501-1707 (直通)

F A X : 03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A200900680	平成21年11月15日	平成21年11月25日	石油ふろがま	CK-11	株式会社長府製作所	火災	当該製品で風呂を焚いたところ空焚きとなり、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 事故原因は、機器の修理、点検及び空焚き防止装置の作動状況を判定するため、一時的に使用する点検用コネクター(空焚き防止装置を働かせないようにするもの)を修理・点検後に戻し忘れたため、空焚きとなった際に空焚き防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられる。 当該事業者は、平成19年7月27日にプレスリリースを行い、無償点検・改修を実施している。	山口県	平成21年11月27日にガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)として公表していたものの 平成19年7月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 30.5%
A201101086	平成24年1月28日	平成24年3月5日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-3100F	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。天ぷら油を加熱したまま火を消し忘れた可能性を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が事故を認識したのは、3月2日
A201101091	平成24年2月23日	平成24年3月7日	石油給湯機付ふろがま	RPE33KAB(高木産業株式会社ブランド:型式AX-321ARD)	TOTO株式会社(製造:東陶エプロ株式会社(解散))	火災	当該製品を使用中、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。 事故原因は、当該製品内部の送油ユニット部分において、電磁ポンプパッキンを押さえる板がずれた状態で組み付けたため、すき間から油漏れが発生し、出火に至ったものと考えられる。	福岡県	平成20年9月2日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 84.3% 3月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済

## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A200901089	平成22年2月16日	平成22年3月1日	照明器具	SH109	オーデリック株式会社	火災	当該製品内部が焼損する火災が発生した。事故原因は、当該製品の蛍光灯安定器の電源端子部が異常発熱し、端子部の樹脂に引火して製品内部から出火したものと考えられるが、電源端子部の焼損が激しく、出火した原因の特定には至らなかった。	神奈川県	平成22年3月5日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201100224	平成23年6月18日	平成23年6月29日	電気冷蔵庫	SR-25M	三洋電機株式会社	火災	当該製品を焼損する火災が発生し、周辺が汚損した。調査の結果、メイン基板が焼損し、二つに割れており、一部に欠損が認められた。事故原因は、メイン基板の電源部に近い位置にあるダイオードブリッジの接触不良により、異常発熱した可能性があり、製品内部から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があるため、原因の特定には至らなかった。	北海道	平成23年7月1日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201101084	平成24年2月24日	平成24年3月5日	加湿器	FE-03KTL	松下精工株式会社 (現 パナソニック エコシステムズ株式会社)	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。現在、原因を調査中。	東京都	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101081	平成24年2月24日	平成24年3月5日	除雪機(歩行型)	死亡1名	当該製品を使用中、当該製品の回転部に巻き込まれ、病院へ搬送後、死亡が確認された。衣服が巻き込まれた可能性を含め、現在、原因を調査中。	山形県	
A201101082	平成24年2月15日	平成24年3月5日	電気こたつ	火災 死亡1名	建物が全焼し、1名が死亡する火災が発生した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A201101083	平成24年2月21日	平成24年3月5日	電気こたつ	火災 軽傷1名	建物が全焼し、1名が火傷を負う火災が発生した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A201101085	平成23年12月11日	平成24年3月5日	コーナータップ	火災	当該製品に電気ポットを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が事故を認識したのは、2月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201101087	平成24年2月26日	平成24年3月5日	除雪機(歩行型)	死亡1名	当該製品を使用中、当該製品と雪の壁の間に挟まれ、病院へ搬送後、死亡が確認された。当該製品の操作を誤った可能性を含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201101088	平成24年2月11日	平成24年3月6日	電気こんろ	火災	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品を消し忘れた可能性を含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A201101089	平成24年2月10日	平成24年3月7日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が事故を認識したのは、2月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 2月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101090	平成23年12月6日	平成24年3月7日	電動車いす(ジョイスティック形)	重傷1名	当該製品で走行中、違和感を感じ、停止して確認すると、左足が当該製品の外に出ており、病院で骨折していることが確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認識したのは、3月6日 2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

照明器具（管理番号：A200901089）



電気冷蔵庫（管理番号：A201100224）



加湿器（管理番号：A201101084）

